

一般財団法人佐賀県産業医学協会定款

平成 24 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 6 月 21 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人佐賀県産業医学協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を佐賀県佐賀市に置く。

(支所)

第 3 条 この法人は、理事会及び評議員会の決議を経て、必要な地に支所を置くことができる。

(目的)

第 4 条 この法人は、健康診断、作業環境測定、産業医活動等健康確保・増進に関する諸事項の実施及び調査研究を行い、産業保健乃至労働衛生活動と公衆衛生活動の推進を図り、もって勤労者及び住民の福祉に貢献することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 法定の健康診断など各種健康診断事業
- (2) 作業環境測定、環境計量等環境管理に関する事業
- (3) 生活習慣病健康診断等生活習慣病予防に関する事業
- (4) 産業医活動及び保健師活動等事業場における産業保健活動の支援及び実施
- (5) 産業医学、労働衛生、公衆衛生及び健康管理に関する調査研究、知識・手法の普及啓発及び指導援助
- (6) 大学など研究機関に対する研究費等の寄附
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 6 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第7条 この法人の資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産を持って構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 評議員会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、原則としてこれを処分し又は担保に供することができない。

ただし、やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき、及び基本財産の全部または一部を担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会において、それぞれ決議について特別の利害関係を有する理事及び評議員を除く理事及び評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(資産管理)

第9条 この法人の資産は、理事会の決議により別に定める方法により、理事長が管理する。

2 基本財産のうち現金は、株式会社ゆうちょ銀行若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第10条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会において理事の3分の2以上の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会において理事の3分の2以上の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 公益目的支出計画実施報告書
- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第14条 この法人に、評議員3人以上5人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人及び次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族及び使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を委員に説明しなければならない。
 - (1) 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他の評議員に関する法令及び定款の規定の内容
 - (2) 当該候補者の経歴
 - (3) 当該候補者を候補者とした理由
 - (4) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (5) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員会選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 2 評議員は、再任されることができる。
 - 3 評議員は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第14条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

- 第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(評議員会)

- 第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員の招集を請求することができる。
 - 3 評議員会の議長は、評議員の互選により選任する。
 - 4 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。
 - 5 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
 - (5) 事業報告の承認
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - 6 第4項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 理事及び監事の解任
- (2) 理事、監事及び評議員の責任の一部免除
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 事業の全部譲渡
- (6) 解散後の法人の継続
- (7) 合併契約の承認

7 第4項及び第6項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第198条において準用される法人法第111条第1項に規定する理事、監事又は評議員の賠償責任について、賠償責任の全部を免除するためには、全評議員の同意がなければその責任を免除することができない。

8 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

9 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し、必要な事項は評議員会で定める。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、次の事項のほか法令の定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員の現在数及び定足数
- (3) 評議員会に出席した評議員の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録作成年月日

2 議事録には出席評議員の中から、その評議員会において選出された議事録署名人2人以上が議長と共に署名捺印しなければならない。

第4章 役員等

(種別)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち1人を常務理事とする。

3 理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事会は、評議員会に理事候補者を推薦することができる。

- 3 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 4 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない
- 5 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は3親等以内の親族その他の当該理事と法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第2条の2第1項で規定する特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(職務)

- 第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより会務の執行を決定する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会務を統轄する。
 - 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成するほか、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(顧問・参与)

- 第23条 この法人に任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

(任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠又は増員により選任された理事の任期は退任した理事の任期の満了するまでとし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了するまでとする。
- 2 理事及び監事は、再任されることができる。
 - 3 理事及び監事は、任期の満了又は辞任により退任したことにより、第20条に定める定数を欠くこととなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(非常勤理事等の報酬)

- 第25条 非常勤理事及び監事は無報酬とする。ただし、非常勤理事及び監事に対してはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(解任)

- 第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権能)

第28条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか次の事項を決議する。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制組織）の整備
- (6) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに理事及び監事に対して理事会の招集通知を発しなければならない。

3 理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 監事は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前2項の規定による理事会の開催請求があったときは、理事長は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第30条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が出席できないときは、理事会において出席した理事の中から選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 基本財産の処分又は除外の承認
- (2) 事業計画書及び収支予算書の承認

- (3) 事業報告の承認
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、監事が異議を述べたときを除いて、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、次の事項のほか法令の定める事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び定足数
- (3) 理事会に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過
- (6) 議事録作成年月日

2 議事録には出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 4 条、第 5 条及び第 15 条についても適用する。

(解散及び残余財産の処分)

第 35 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法人法第 202 条に定められた事由により解散する。

2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

3 この法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 36 条 この法人に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が選任し、及び解任する。

4 事務局長以外の職員は、理事長が選任し、及び解任する。

- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 雑 則

(委任)

第38条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第11条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長(代表理事)は内田哲とし、常務理事(業務執行理事)は池田博史とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
市場 正良
村里 修
池田 一志